

○亀山市広告掲載要綱

平成24年3月27日

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が保有する資産（以下「資産」という。）を広告媒体として活用することにより、市の新たな財源の確保を図るとともに、地域経済の活性化の推進及び民間企業等との協働に資するため、資産への民間企業等による広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア市が保有する建物若しくは車両又は設置する工作物

イ市が発行する印刷物

ウ市が管理するホームページ

エその他広告媒体として活用できる資産として市長が別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(3) 課長 亀山市行政組織条例（平成17年亀山市条例第184号）第1条に規定する部に属さない課の長、亀山市事務分掌規則（平成30年亀山市規則第5号）第2条の表中欄に掲げる課及び室の長、歴史博物館長、亀山市保育所設置条例（平成17年亀山市条例第87号）第2条の表に掲げる園の長、関認定こども園アスレ園長、会計課長、亀山市教育委員会事務局組織規則（平成30年亀山市教育委員会規則第4号）第2条の表に掲げる課の長、図書館長、亀山市立学校設置条例（平成17年亀山市条例第62号）第2条の表幼稚園の部に掲げる幼稚園の長、議事調査課長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長並びに消防総務課長をいう。

(平25. 3. 29・平28. 3. 31・平30. 3. 30・令3.
11. 4・令4. 3. 31・一部改正)

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) その他広告媒体に掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(広告の募集等)

第4条 市長は、広告掲載を行おうとする場合は、次に掲げる事項について定め、広告を募集するものとする。

- (1) 広告掲載を行う広告媒体
- (2) 広告の規格及び掲載する位置
- (3) 広告の掲載料金並びにその納入方法及び還付方法
- (4) 広告の募集及び選定方法
- (5) 広告掲載者の責務
- (6) 広告掲載の取消しに関する事項
- (7) 広告掲載に係る契約を行うに当たり必要な事項
- (8) その他必要と認める事項

2 広告掲載を行おうとする課長は、広告内容の適否の審査を受けるため、広告の募集及び広告掲載の決定の前に、第6条に定める亀山市広告審査委員会の開催を依頼しなければならない。

3 広告掲載を行おうとする課長は、広告掲載、広告募集等に係る事務を処理するものとする。

(平30. 3. 30・一部改正)

(契約)

第5条 市長は、広告掲載をする事業者又は広告代理店と契約締結することができるものとする。

(亀山市広告審査委員会)

第6条 広告媒体の選定及び広告媒体に掲載する広告の内容の適否を審査するため、亀山市広告審査委員会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は総務財政部長を、委員は広報秘書課長、政策推進課長、DX推進室長、財務課長及び文化課長をもって充てる。

(平25. 3. 29・平30. 3. 30・令4. 3. 31・令6. 3.

27・一部改正)

(委員長)

第7条 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合に、委員長が招集し、議長となる。

(1) 広告掲載を行おうとする課長から会議の開催依頼があったとき

(2) 広告掲載に関して疑義が生じた場合その他委員長が必要と認めたとき

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会は、審査する広告媒体及び広告掲載の内容に関連する課長又は関係者を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

(平30. 3. 30・一部改正)

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、財務課において処理する。

(平25. 3. 29・平30. 3. 30・一部改正)

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年11月4日)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月27日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。